

松山市社会福祉協議会へ遺産を寄附してみませんか

近年、「自分が亡くなった後、ふるさとの地域福祉のために財産を寄附したい」という、お声を頂戴するようになりました。

このようなご厚意にお応えするため、下記金融機関と円滑な遺産の寄附を可能とする協定を締結いたしました。

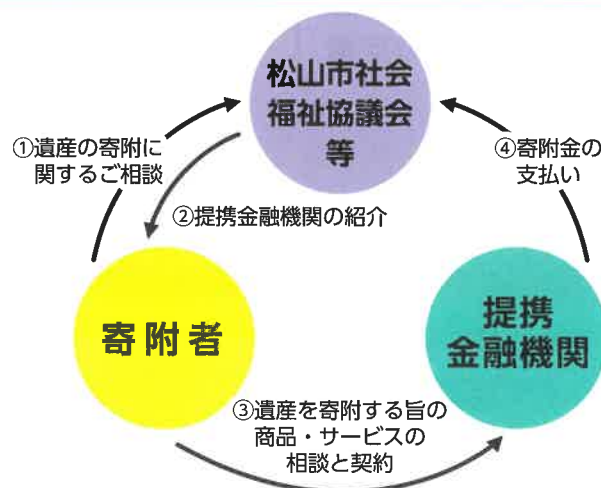
遺産の寄附についてご検討いただく際には、松山市社会福祉協議会等と各金融機関が連携したご案内が可能となりましたので、ぜひ、ご相談ください。

提携を利用した遺産の寄附について

個人が遺言や信託を活用することによって遺産の全部または一部を寄附いただくことができます。

遺産を寄附する旨の遺言や信託を準備いただくことで、寄附者の方がお亡くなりになった後、提携金融機関による遺産のスムーズな引渡しが可能となります。

(注) 提携金融機関の商品・サービスの利用には所定の手数料がかかります。詳しくは、下記に記載の提携金融機関までお問い合わせください。



提携金融機関とご利用いただけるサービスのご案内

伊予銀行

- 遺言代用信託
- 遺言書作成コンサル
- 遺言信託 (※1)

愛媛銀行

- 遺言代用信託 (※2)
- 遺言信託 (※1)

愛媛信用金庫

- 遺言信託 (※3)

三井住友信託銀行

- 遺言信託

(※1) 伊予銀行と愛媛銀行は三井住友信託銀行の信託代理店として取扱い(媒介)いたします。

(※2) 愛媛銀行はオリックス銀行の信託代理店として取扱い(媒介)いたします。

(※3) 愛媛信用金庫は朝日信託の業務提携先として取扱い(媒介)いたします。

・個別の商品に関しては、以下に記載の各金融機関までお問い合わせください。

お問い合わせ先

伊予銀行

☎089-907-1073 (個人コンサルティング部/またはお取引店)

愛媛銀行

☎089-933-8371 (お客様サービス部/またはお取引店)

愛媛信用金庫

☎0120-155-763 (資産運用支援部/またはお取引店)

三井住友信託銀行

☎089-932-2213 (松山支店)

(2026年8月現在)

みなさまの寄附金が地域福祉に役立ちます!

寄 附 金 の 使 い 道

① 高齢者福祉に関する事業

高齢者等を対象とした、健康づくりや安否確認、寝たきり高齢者への訪問理容サービス、徘徊高齢者早期発見等の支援を行います。



② 子育て支援等に関する事業

子育てサロン等の自主グループの立ち上げのきっかけづくりや、子育て中の親子等の交流を図り、子育て家庭への支援等を行います。



③ 生活困窮者自立支援に関する事業

生活に困窮されている方等への相談や食糧提供等をとおして、対象世帯の自立支援を行います。



④ ボランティアに関する事業

ボランティアに関する情報の発信やコーディネートをはじめ、災害時には災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。

ボランティア受付



⑤ 地域福祉推進に関する事業

福祉関係団体が実施する事業に対し助成を行い、団体活動を支援するとともに、連携・協働を行い、地域福祉の向上を図ります。



⑥ 新たな福祉事業の実施など

高齢者や障がい者など全ての住民が住みやすい地域であるよう、地域福祉の充実に向け、福祉に関する新規事業を展開していきます。



お 問 い 合 わ せ 先

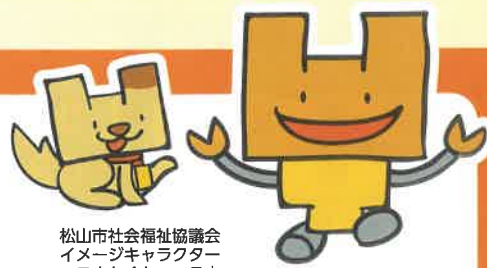
社会福祉法人松山市社会福祉協議会

総務部 総務調整課

TEL : 089-941-4122

FAX : 089-941-4408

松山市社会福祉協議会
ホームページ(二次元コード)



松山市社会福祉協議会
イメージキャラクター
へこまんくん・へこ太